

生田浄水場用地の有効利用に関する基本計画

平成25（2013）年1月

川崎市上下水道局

目 次

	ページ
第1章 基本計画の策定にあたって	
1 策定の趣旨	1
2 「基本方針」の概要	2
3 市民意見等	8
第2章 基本計画	
1 基本的な考え方	11
2 施設整備の方向性	13
(1) 浄水場用地	
ア 親水広場	
イ スポーツ広場	
ウ 災害時の一時避難場所・活動拠点	
エ その他施設の整備	
オ 広報・学習機能等の整備	
(2) 配水池用地	
ア 再生可能エネルギーの導入	
イ 緑のつらなりの確保	
3 施設等の配置	19
4 事業手法の方向	21
第3章 今後のスケジュール等について	
1 今後のスケジュール	23
2 今後調整すべき課題	24

第1章 基本計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

上下水道局では、「水道事業の再構築計画」に基づき、水需要を踏まえた事業規模のダウンサイジングに取り組んでおり、長沢浄水場への機能集約など施設の再構築を進めています。生田浄水場は平成27年度をもって、水道事業の浄水場としての機能を廃止し、工業用水道事業専用の浄水場とすることから、既存構築物の撤去後、浄水場用地の一部は、将来において工業用水道事業の浄水場の更新用地として活用するまでの間、有効利用を図ることができます。また、生田配水池上部についても、配水池の更新後において、有効利用を図ることができます。

こうしたことから、地域の方々やスポーツ団体等関係者と意見交換を行うとともに、パブリックコメントを実施し、平成24年5月に「生田浄水場用地の有効利用に関する基本方針（以下「基本方針」。）」を策定しました。

「基本方針」では「環境への配慮」と「地域のまちづくりに貢献」という2つの基本的な視点と、「環境に配慮した機能の導入」、「地域特性である緑と親水性に配慮」、「配水池用地と隣接する特別緑地保全地区等との一体利用」、「市民ニーズを考慮した利用」、「水道事業及び下水道事業のPR機能の導入」、「災害時の一時避難場所等への活用」の6つの基本的な考え方を整理し、有効利用の方向性として、浄水場用地は、親水広場・開放広場及びスポーツ広場として活用し、災害時には一時避難場所・活動拠点として利用すること、配水池上部に再生可能エネルギーを導入し、斜面緑地を有効に活用することとしました。

このたび、「基本方針」を踏まえ、地域の方々、スポーツ団体等関係者との意見交換や「基本方針」策定にあたり行ったパブリックコメントでいただいた御意見を考慮し、「生田浄水場用地の有効利用に関する基本計画（以下「基本計画」。）」として、施設整備の方向性、施設等の配置、事業手法の方向、スケジュールなどについてとりまとめました。

今後、この「基本計画」に沿って、地域の方々や関係者と引き続き意見交換を行いながら、有効利用に向けた取組を進めていきます。

2 「基本方針」の概要

平成24年5月に策定した「基本方針」では、「環境への配慮」と「地域のまちづくりに貢献」の2つの基本的な視点と6つの基本的な考え方を整理し、導入機能と有効利用の方向性をとりまとめました。

(1) 生田浄水場・配水池の現況

ア 沿革

生田浄水場は、川崎市の北西部に位置し、産業の発展や人口の急増による水需要に対処するため、多摩川伏流水を水源とし、昭和13年に水道事業として給水を開始しました。その後、水源を地下水に変更し、現在の給水能力は1日93,000m³となっています。

また、昭和37年には、地下水と多摩川表流水を水源として、工業用水道事業として給水を開始し、現在の給水能力は1日245,000m³となっています。

現存する浄水場としては川崎市で最も古く、水道と工業用水道の共用浄水場として、工業都市川崎の発展を支えてきました。

イ 位置



ウ 周辺環境

生田浄水場の南側・生田配水池の周辺には緑地が広がっており、丘陵地である配水池用地に隣接して生田寒谷特別緑地保全地区や緑地保全協定地などがあります。

生田浄水場周辺地域は、多摩丘陵と多摩川の低地の境に位置する斜面地となっており、「川崎市緑の基本計画」において「^(*)多摩川崖線軸」として位置付けられ、崖線緑地のつらなりを維持するために、様々な手法によりその保全、創出に努めている地域となっています。

また、生田浄水場の東側・北側・西側には、住宅地が隣接しています。

※多摩川崖線軸

「川崎市緑の基本計画」では、多摩丘陵、多摩川崖線の緑地、多摩川、臨海部の運河は、川崎市の骨格を形成し、市域を特徴づける重要な自然的環境資源であることから、これらの緑のつながりを4つの「みどり軸」（多摩丘陵軸、多摩川崖線軸、多摩川軸、東京湾軸）と設定し、地球環境と重なり合わせながら次世代に引き継ぐべき財産として、保全、創出、育成に努めている。

（2）対象用地

ア 浄水場用地

生田浄水場は平成27年度をもって、水道事業の浄水場としての機能を廃止し、工業用水道事業専用の浄水場とすることに伴い、将来において工業用水道事業の浄水場の更新用地として活用する約47,500m²を有効利用の対象用地とします。

イ 配水池上部

生田配水池の更新に伴い、配水池上部約18,500m²を有効利用の対象用地とします。

対象用地及び周辺状況



(3) 前提条件

有効利用については、法令による制約や水道施設用地であることによる制約を考慮する必要があります。

ア 法令による制約

	浄水場用地	配水池上部
① 用途地域	第2種中高層住居専用地域 (事務所等については、当該用途に供する部分が2階かつ1,500m ² 以下の場合に限り建築可能)	第1種低層住居専用地域 (事務所等の建築不可)
② 建ぺい率／容積率	60%／200%	40%／80%
③ 高度地区	第2種高度地区 (最高高さ15m)	第1種高度地区 (最高高さ10m)

イ 水道施設用地の制約

有効利用の対象用地については、水道施設用地であり、地下に水道管等が布設されることや、将来において浄水場及び配水池の更新用地として活用することから、有効利用の内容などについて次のとおり一定の条件を付することになります。

- ① 将来において浄水場の更新用地として活用するまでの間、又は配水池を更新するまでの間、有効利用が可能。
- ② 管路を中心幅6mは維持管理上、上部に構築物は不可。
配水池の上部は耐荷重の制限があり、構築物は不可。
- ③ 第三者による利用については、契約期間完了時には構築物を撤去した上で上下水道局に引き渡すこと。
- ④ 契約完了時における円滑な引渡しを阻害する用途には使用できない。
- ⑤ 水の安全を確保する観点から、用途、利用時間等の制約がある。

(4) 背景

ア 水道事業及び工業用水道事業の中長期展望の施策との関係

中長期展望の施策に基づき、浄水場用地等を有効利用することにより、収益を確保することともに、環境施策の推進、お客さまとのコミュニケーションの充実等に取り組みます。

イ 地域課題等

有効利用については、市民ニーズ等を考慮した機能導入を図ることにより、地域のまちづくりに貢献していく必要があり、次の4つの地域課題等を踏まえた取組を推進します。

①緑の取組の推進

生田浄水場周辺では「みどり軸」である多摩川崖線軸において、緑のつらなりを維持するため、樹林地の保全や緑化の推進などに努めており、多摩川崖線軸上にある生田浄水場周辺の貴重な緑地が実感できる取組を推進する必要があります。

また、「緑」の機能として、レクリエーション活動の場を提供し緑との関わりを促進する機能や自然災害発生時には緑のオープンスペースを避難地などに活用し、市民の生活の安全性や安心感を高める機能があることを考慮する必要があります。

②多様なスポーツ施策の推進

市民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境を整備し、健康増進やコミュニティの形成を図ることが課題となっており、地域の特性やスポーツ資源を有効に活用し、効果的なスポーツ施策を推進する必要があります。

③地域コミュニティの活性化の促進

地域コミュニティでは、担い手の高齢化や後継者の問題が深刻になっており、高齢者がいつまでも元気に暮らしていくよう、地域における健康づくりの取組の充実や、地域コミュニティや世代間交流の活性化などを図る必要があり、高齢者や子育て世代などが自由に集い、また自由な形で活用できる場の確保が求められています。

④地域の防災力の強化

都市におけるオープンスペースは、震災時には避難場所や延焼防止などの機能のほか、救援活動等の拠点としても重要な役割を果たすことからその確保に努めており、生田浄水場の有効利用と連携した取組を推進し、地域の防災力を少しでも高めていく必要があります。

(5) 有効利用の基本方針

「環境への配慮」と「地域のまちづくりに貢献」の2つの基本的な視点及び6つの基本的な考え方を整理し、導入機能と有効利用の方向性をとりまとめました。



有効利用の方向性



3 市民意見等

「基本方針」策定にあたり行った地域の方々、スポーツ団体等関係者との意見交換やパブリックコメントでは、導入機能や近隣環境への配慮についての御意見などをいただきました。

その後、「基本方針」を地域の方々やスポーツ団体等関係者に説明し意見交換を行いました。

いただいた御意見は、一部については施設の運営等に関するものでしたので今後の参考としますが、概ね「基本方針」に沿った御意見でしたので、「基本方針」を踏まえ、いただいた御意見を考慮して「基本計画」をとりまとめました。

いただいた御意見は次のとおりです。

主な意見

(1) 導入機能・有効利用の方向性に関すること
<p>ア 緑と水にふれあえる憩いと語らいの機能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">敷地内には緑を増やす工夫をしてほしい。貴重な緑の広場は、市民の憩いの場になることを期待している。さく井を有効活用し、親水施設を整備してほしい。豊富な地下水を活用した親子が水遊びできる広場を整備してほしい。水や自然を考える環境教育の場としてほしい。地域住民の交流の場の一つとなることを希望する。芝生だけの開放的な大きな広場を設置してもらいたい。広場を利用して、イベント等の実施ができるようにしてほしい。
<p>イ 緑豊かなスポーツ活動の機能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">大人も子どももスポーツを楽しむ場が、丘陵地帯である多摩区には非常に少ない。色々なスポーツもできる多目的広場として整備してほしい。キャッチボールやサッカー等、球技ができるような公園がないので、球技ができる広場として開放してほしい。多世代で多目的に利用できる広場を整備してほしい。サッカーなどができる広いグラウンドを整備してほしい。市内にはテニスコートとサッカー場が特に不足している。テニスコートは、平日、休日を問わず、ほとんど空きがなく予約が取れない。多目的広場、サッカー場、野球場・少年野球場は、土日祝日は予約の抽選が高倍率であり、予約がとりにくい。浄水場の周辺道路でランニングをしている人が多いので、浄水場の内側にランニングコースを作れば車等の接触の危険がなく安心して走ることができる。グラウンドが複数あれば、全市レベルの大会の開催やイベントの開催等にも対応できるなど、用途が広がるとともに、まちづくりへの貢献も期待できる。

ウ 安全・安心を守る機能に関すること

- ・高齢者の方も多いので、避難場所としての利用を考えてほしい。
- ・大地震など災害時の利用を考えてほしい。
- ・浄水場内に応急給水拠点を設けてほしい。
- ・緊急時の避難場所としての電力等を確保してほしい。
- ・マンホールトイレやかまどベンチなどを整備してほしい。

エ 環境・再生可能エネルギー機能に関すること

- ・太陽光発電はよいが、風力発電は低周波など未解決の問題があり好ましくない。
- ・低周波など周辺環境に影響のない形で、配水池への風力発電の導入を検討してほしい。
- ・低周波の出ない小型風力発電など新しい形の風力発電も検討してほしい。
- ・配水池との落差を利用した小規模水力発電の導入を検討してほしい。

オ 緑のつらなりの確保に関すること

- ・生田浄水場付近の貴重な緑を残してほしい。
- ・配水池の桜など現状の緑を活かした整備をしてほしい。
- ・生田寒谷緑地と配水池の中の通路をつなげてほしい。

カ その他

- ・飲み水ができる過程が理解できるものを作ってほしい。
- ・水道事業の浄水場がこの場所にあったことがわかる記念碑を建ててほしい。
- ・生田浄水場の歴史や果たして来た役割を後世に伝承し、かかわった人たちを顕彰してほしい。
- ・こどもたちが思いきり遊べるプレーパークとしての活用が望ましい。
- ・ドッグランやドッグカフェを整備してほしい。
- ・多摩川の魚を入れ、観察できる仕組みを導入した池を整備してほしい。
- ・幼児がボールなどで怪我をする危険があるので、テニスコートや野球場は必要ない。
- ・人工的な整地や公園の整備をしないでほしい。

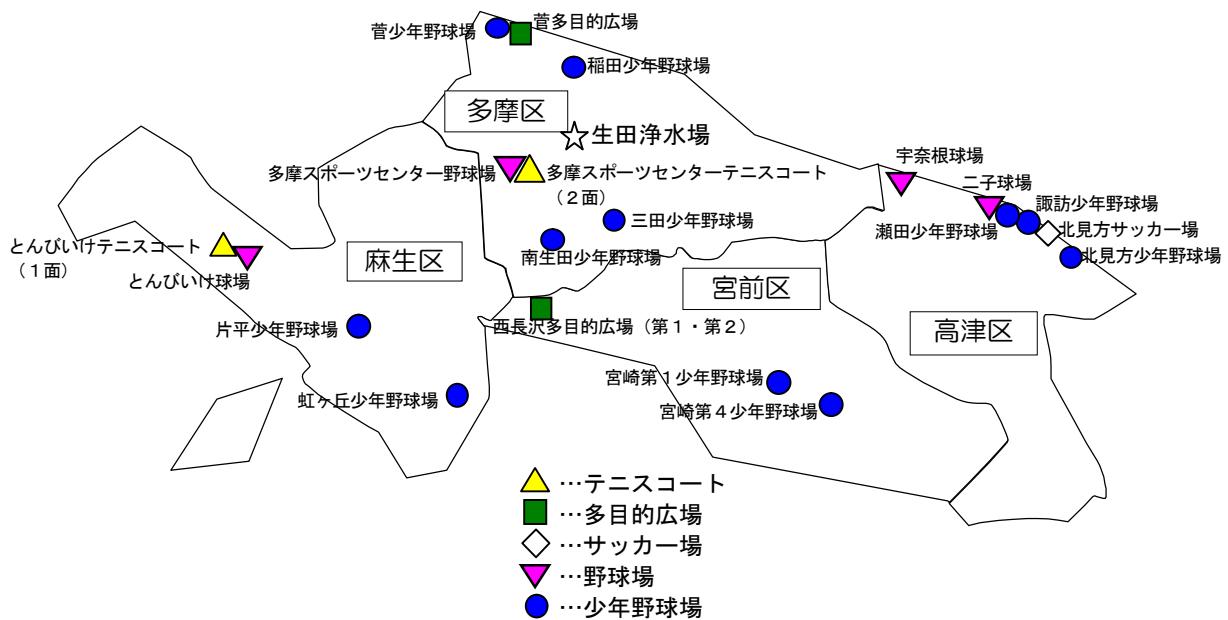
(2) 近隣環境への配慮に関すること

- ・周辺への騒音に十分に配慮してほしい。
- ・騒音防止のため拡声器や楽器等を使用禁止してほしい。
- ・近隣にまぶしくないよう、照明に十分に配慮してほしい。
- ・夜間の立ち入りを制限するなど、安全な住環境を守ること。
- ・公衆トイレを設置し、衛生環境を守ってほしい。
- ・タヌキなど貴重な野生動物の環境を破壊しない利用をしてほしい。
- ・浄水場用地へのアクセスに配慮してほしい。
- ・施設利用者の車が周辺路上に駐車しないよう駐車場を整備してほしい。
- ・現状の周辺道路が狭く、車の通行に危険がある。

(参考)

多摩区・麻生区・宮前区・高津区の公共屋外スポーツ施設の立地状況

(平成24年4月時点)



	多摩区	麻生区	宮前区	高津区
テニスコート	1箇所(2面)	1箇所(1面)	0箇所	0箇所
多目的広場	1箇所(1面)	0箇所	1箇所(2面)	0箇所
サッカーフィールド	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所(1面)
野球場	1箇所(1面)	1箇所(1面)	0箇所	2箇所(4面)
少年野球場	4箇所(4面)	2箇所(2面)	2箇所(2面)	3箇所(5面)

第2章 基本計画

この「基本計画」は、「基本方針」を踏まえ、地域の方々、スポーツ団体等関係者との意見交換や「基本方針」策定にあたり行ったパブリックコメントでいただいた御意見を考慮し、「基本方針」で示した「環境への配慮」、「地域のまちづくりに貢献」を基本的な考え方とし、施設整備の方向性、施設等の配置、事業手法の方向、スケジュールなどについてとりまとめました。

1 基本的な考え方

(1) 環境への配慮

上下水道局では、施設の稼動などにおいて電力など多くの資源・エネルギーを消費することから、地球温暖化など地球規模の環境対策の観点から環境にやさしい事業運営を目指し、「川崎市環境基本計画」など他の施策と連携を図りながら、環境に配慮した取組を積極的に進めています。

具体的な取組として、温室効果ガスの削減のための省エネルギー型機器の採用、小水力発電や太陽光発電設備の導入、ヒートアイランド現象緩和のための施設における緑化の推進などがあります。

現在再構築を進めている生田浄水場においても、省エネルギー型機器の積極的な採用、緑化の推進などの取組を進めています。

浄水場用地・配水池用地の有効利用にあたっても、浄水場用地は将来の工業用水道事業施設の更新用地であること、配水池用地は配水池の上部であることなどから、事業運営と一体となった環境に配慮した取組を積極的に進めることとし、再生可能エネルギーを導入、新しいエネルギーを創り出し環境負荷の低減を図っていきます。

また、生田浄水場・配水池の周辺には、生田寒谷特別緑地保全地区や緑地保全協定地などの縁が広がり、浄水場の水源でもあるさく井の地下水が点在しています。

有効利用にあたっては、これらの地域特性である「緑」を踏まえた上で、風景や景観など周辺環境との調和を図り、「川崎市緑の基本計画」など他の施策と連携し、緑化を推進し緑のつらなりを確保するとともに、さく井の地下水を有効活用するなどし、地域意識を醸成する緑と水のネットワークの創出を目指します。

さらに、生田浄水場・配水池は住宅地に位置していることから、有効利用にあたっては、周辺環境へ十分に配慮し取組を進めます。

キーワード ①エネルギーの創出
②緑と水のネットワークの創出

(2) 地域のまちづくりに貢献

生田浄水場用地は、市民共通の貴重な資源・財産であることから、有効利用に際しては地域課題等を考慮した機能導入を図ることとしており、地域のまちづくりに貢献する視点に立ち、他の施策や計画と連携し関係局区と調整を図りながら取組を進めています。

有効利用にあたっては、地域特性を活かし、緑が実感できて水とふれあうことのできる高齢者や子育て世代など誰もが集う憩いの場を、ユニバーサルデザインに配慮し提供することで、地域コミュニティや世代間交流の活性化を図っていきます。

また、浄水場用地をスポーツの場として提供することにより、スポーツを通じて健康で明るく活き活きとした生活を送ることができるまちづくりに貢献します。

さらに、浄水場用地は、平常時にはスポーツの場などとして利用するオープンスペースを、災害時には市民の安全・安心を守る一時避難場所や災害対応業務のための活動拠点とし活用することにより、地域の防災力の向上、災害に強いまちづくりに貢献していきます。

- キーワード ③地域コミュニティの活性化
- ④スポーツの場の提供
- ⑤地域の防災力への貢献

「環境への配慮」、「地域のまちづくりに貢献」に加えて、上下水道事業は、生活に欠かせない市民のライフラインであることから、その役割や水の大切さ、生物とのかかわりなどについて、広く市民へ理解していただくことが重要ですので、有効利用にあたり、市民の方々が多く訪れる機会を利用し、上下水道事業の役割や水の大切さなどに関する情報を発信していく取組を進めます。

- キーワード ⑥上下水道事業の役割や水の大切さなどに関する情報を発信

こうした基本的な考え方に基づいて、浄水場用地は将来において工業用水道施設の更新用地として利用するまでの間、「基本方針」に沿って親水広場、スポーツ広場を整備するとともに、災害時には一時避難場所・活動拠点として活用します。

2 施設整備の方向性

基本的な考え方と6つのキーワードに基づいて、施設整備の方向性をとりまとめました。

(1) 浄水場用地

ア 親水広場

親水広場については、多くの人が集える空間の確保を前提に、緑が実感でき水とふれあえる12,000m²程度の広場を整備します。

(ア) 誰もが集い、憩える場の整備

地域における健康づくりの取組の充実、地域コミュニティや世代間交流の活性化、高齢者や子育て世代などが自由に集う場の確保につながるよう、多くの人が集い、憩えることができ、多様な世代の交流が広がる場を整備します。

また、日常誰もが安全・安心に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮します。

(イ) 水とふれあえる場の整備

生田浄水場周辺のさく井の地下水を有効活用し、せせらぎなど親水施設を整備し、水とふれあえる場を整備します。

(ウ) 緑豊かな空間の整備

生田浄水場周辺は緑地が広がっており、特別緑地保全地区や緑地保全協定地に囲まれていることから、広場の整備にあたっては、周辺の緑と調和した緑化により緑の連続性とネットワークの形成が図れるよう、既存樹木の保存に十分に配慮するとともに、緑化を推進し緑豊かな空間とします。

(エ) 再生可能エネルギーの活用

広場の整備にあたっては、中小規模の太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを積極的に導入し、照明等に活用します。

イ スポーツ広場

地域の方々、スポーツ団体等関係者との意見交換やパブリックコメントでいただいた御意見や公共屋外スポーツ施設の立地状況を考慮し、市民がスポーツに親しむことのできる35,000 m²程度の広場を整備します。

(ア) 多目的広場の整備

限られた敷地を有効に活用し、市民がスポーツ活動等により健康づくりなどに取り組めるよう、サッカーなど多目的に利用が可能なスポーツ広場を整備します。

また、大会やイベントの開催にも対応できるよう、公式サッカーグラウンドが2面入る程度の面積を確保します。

(イ) テニスコートの整備

テニスは年齢を問わず手軽に取り組めるスポーツであり、テニスに親しんでもらえるようテニスコートを複数面整備します。

(ウ) ジョギングコースの確保

ジョギング、ウォーキングは場所・時間・年齢を問わず誰もが手軽に取り組め、幅広い世代の市民の健康づくりに寄与できるため、内周通路を利用するなどジョギングコースを確保します。

(エ) 更衣室・トイレ等の整備

スポーツ広場の付帯施設として、更衣室やトイレ、打合せスペース等を場内の埋設管路に配慮し整備します。

(オ) 駐車場の確保

自動車での来場が相当数見込まれることから、大会・イベント等の開催を想定した駐車場を確保します。

ウ 災害時の一時避難場所・活動拠点

川崎市地域防災計画では、生田浄水場周辺は、多摩川河川敷、稻田公園、菅馬場公園、西菅公園が「広域避難場所」に、小学校及び中学校が「避難所」に位置付けられているとともに、中学校は「地域防災拠点」にも位置付けられています。

浄水場用地は、平常時には親水広場、スポーツ広場として利用するオープンスペースについて、災害時には市民の安全・安心を守る一時避難場所や災害対応業務のための活動拠点として活用します。

生田浄水場周辺の災害時における役割



(ア) 活動拠点として最低限必要な電力の確保

災害時に市民の安全・安心を守る一時避難場所、災害対応業務のための活動拠点として、その拠点に最低限必要な電力を確保します。

(イ) 応急給水拠点の整備

生田浄水場周辺のさく井の地下水を活用し、災害時に飲料水を確保するための応急給水拠点を整備します。

エ その他施設の整備

浄水場用地に整備する施設を楽しく安全に利用していただくため、利便性を考慮し必要なエントランスを整備し、駐輪場を確保します。

(ア) エントランスの整備

歩行者、自転車及び自動車のメインエントランスを整備するほか、歩行者、自転車専用の出入口を2箇所以上確保します。

(イ) 駐輪場の確保

周辺からの自転車での来場が相当数見込まれることから、駐輪場を確保します。

オ 広報・学習機能等の整備

今後、施設が整備されると、市民の方々が多く来場されますので、上下水道事業の沿革、機能、役割、技術などや水の大切さを情報発信する機能を整備します。

(ア) 広報・学習機能の整備

平成28年度に小学校の施設見学や水循環などの学習機能を整備する長沢浄水場と役割分担し、上下水道事業の機能、役割、技術などや水と生物の関連性などについて理解していただけるような広報機能や学習機能を、せせらぎなど親水施設やフェンス等を活用し整備します。

(イ) 碑（いしぶみ）等の設置

生田浄水場は水道事業としての機能を廃止しますが、現存する市内で最も古い浄水場ですので、市民共有の財産として、生田浄水場の沿革、役割を後世に伝え、生田浄水場にかかわった方々を顕彰するため、碑等を設置します。

（2）配水池用地

ア 再生可能エネルギーの導入

各再生可能エネルギーの特徴及び配水池の構造上の制約を考慮し、配水池上部へは大規模太陽光発電、配水池周囲の設置可能な場所へは中小規模風力発電を導入することとします。

なお、水力発電には水量と水圧が必要となります、発電に利用できる水圧が低いため効率的な水力発電は不可能です。

(ア) 太陽光発電設備の導入

配水池上部は、太陽光発電設備構の設置に対し耐荷重などの構造上の制約を満たしており、広大な設置スペース（約 9,600 m²）があることから、メガソーラー級の大規模太陽光発電設備を導入します。

また、配水池周囲へは、小規模な太陽光発電設備を設置し照明等に活用します。

(イ) 風力発電設備の導入

配水池上部は構造上、風力発電設備の設置が出来ないため、配水池周囲へ中小規模の風力発電設備を設置し、照明等に活用します。

イ 緑のつらなりの確保

緑の連続性とネットワークの形成をめざし、配水池周辺の斜面緑地を保全・活用するなどし、生田寒谷特別緑地保全地区へつながる緑のつらなりを確保します。

(ア) 斜面緑地の保全

斜面緑地を保全し、緑のつらなりや丘陵地形を活かした良好な景観を確保します。

また、周辺の斜面緑地について、鳥類、昆虫などが生息している環境を維持します。

(イ) 新たな散策路の整備

配水池用地は生田寒谷特別緑地保全地区の生田ふれあいの森に隣接していますが、現状では直接接続するルートがないことから、既存散策路と生田ふれあいの森を接続する新たな散策路を整備します。

新たな散策路のルート等のイメージ



3 施設等の配置

施設整備の方向性に沿って、親水広場、スポーツ広場など施設等の配置をとりまとめました。

なお、水道施設用地の一部を利用することから、水の安全性を維持するため、フェンス等で生田浄水場と有効利用用地の区画を明確にします。

(1) 親水広場

親水広場は、住宅地と一体となった緑にあふれたうるおいのある景観を形成できるよう、住宅地と隣接する北側を中心に配置します。

(2) スポーツ広場

スポーツ広場は、ボールや音、照明等の光などの住宅地への影響を少なくするため、住宅地と距離のある浄水場用地の南側に配置します。

(3) エントランス

現在の生田浄水場の正面出入口をエントランスとして利用することを基本に、今後、道路管理者、交通管理者等と調整を進めます。

また、歩行者や自転車の出入口については、現在の生田浄水場の正面出入口をエントランスとするほか、周辺からのアクセスも考慮し、浄水場用地の北側の生田63号線沿いに2箇所以上の出入口を設けます。

(4) 駐車場、駐輪場

駐車場は、エントランスから近い位置に配置します。また、駐輪場は、エントランス及び自転車出入口から近い位置に確保します。

施設等の配置イメージ図



4 事業手法の方向

水道事業は、生活に欠かせない市民のライフラインとして、将来にわたり、安全で安定的な水供給を確保し、持続的な経営を行うことが使命です。

そのため、地方公営企業である水道事業は、事業運営にあたっては経済性を発揮することが求められており、水道料金収入で水道施設の建設改良費や事業運営経費を賄うことを基本に独立採算で運営していることから、用地の有効利用にあたっても収益性の確保を基本に取り組む必要があります。

施設の整備、運営・維持管理については、地方公営企業としての収益性の確保を基本とし、事業者提案等により民間のノウハウや資金等を積極的に活用します。

(1) 浄水場用地

水道事業では、宮前区にある鷺沼配水池上部の一部を「鷺沼ふれあい広場」として整備するとともに、一部を民間事業者に貸し出すことによりフットサルコートとして利用しています。事業者は、宮前区役所とまちづくり連携協定を締結し、フットサルやグラウンドゴルフ等のスポーツイベントの共催、健康づくりや介護予防講座の共催などの連携事業を通して、幅広い分野でまちづくりや地域の活性化に貢献しています。

また、他都市では、配水池上部と隣接する体育館を民間事業者に貸し出すことにより、配水池上部は事業者がサッカーのグラウンドとして利用し、体育館施設はスポーツクラブ施設として地域開放しています。事業者は、地域住民の子どもを中心としたサッカースクールの開催、サッカー選手による小学校訪問によるコーチングなど地域貢献を行っています。

浄水場用地については、他都市の事例等も比較考慮し、工業用水道施設の更新用地として利用するまでの間の土地利用となることを前提とし、収益性の確保、地域のまちづくりへの貢献などの視点から民間のノウハウや資金等を積極的に活用することとし、民間活力導入の対象施設、整備、運営・維持管理など業務範囲の検討などを進め、事業者募集の諸条件等を平成26年度に「生田浄水場用地の有効利用に関する整備計画（以下「整備計画」。）」としてとりまとめます。

(2) 配水池用地

配水池上部に設置する大規模太陽光発電設備については、民間のノウハウや資金等を活用することを基本に整備を進めます。

また、斜面緑地を活用した新たな散策路については、上下水道局で整備します。

ア 大規模太陽光発電設備

環境にやさしい水道事業を目指し、水道施設の有効活用によるエネルギー創出の取組として大規模太陽光発電設備を導入するのですが、配水池用地内に大量に電力を消費する設備がないことから、発電された電力は、^(※)再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用していきます。

また、大規模太陽光発電設備の整備、運営については、民間のノウハウや資金等の活用を基本として進めます。

※再生可能エネルギーの固定価格買取制度

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付けるものであり、2012年7月1日にスタートした。

この制度により、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、産業育成を図ると共に、コストダウンや技術開発によって、再生可能エネルギーが日本のエネルギーを支える存在となることを目指している。

イ 新たな散策路

新たな散策路は、上下水道局の配水池用地内に整備することから上下水道局において整備します。

また、散策路の保全・活用については、地域住民等が周辺の緑地を保全する活動などを行っていることから、地域住民等と協働する仕組みについて検討します。

第3章 今後のスケジュール等について

1 今後のスケジュール

この「基本計画」を地域の方々やスポーツ団体等関係者に説明し、意見交換を行い、浄水場用地については、整備する施設、民間活力導入の対象施設、整備、運営・維持管理など業務範囲の検討などを進め、事業者募集の諸条件等を平成26年度中に「整備計画」としてとりまとめます。

また、配水池用地については、太陽光発電事業者等の選定などを進めます。

(1) 浄水場用地

親水広場、スポーツ広場の詳細検討、広報・学習機能等の具体化、民間活力導入の対象施設、整備、運営・維持管理など業務範囲の検討などを進め、事業者募集の諸条件等を平成26年度中に「整備計画」としてとりまとめます。

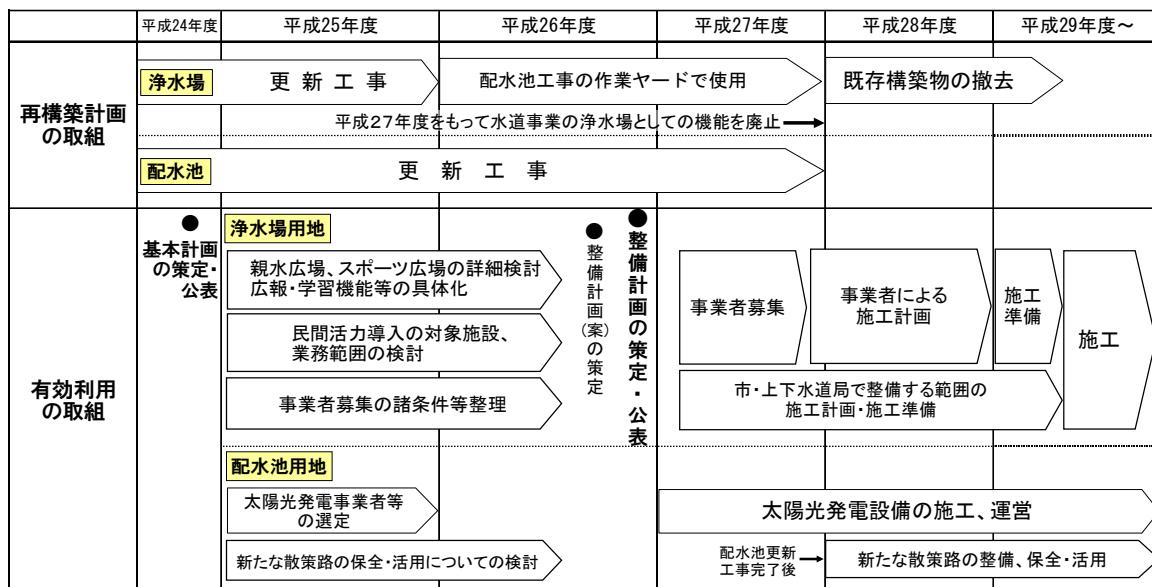
その後、平成27年度に「整備計画」に基づき事業者を募集、施工等事業者を決定し、平成28年度から既存構築物を撤去した後、平成29年度から施設の整備に着手します。

(2) 配水池用地

配水池上部に設置する太陽光発電設備については、配水池更新工事の進捗状況に合わせて設置する必要があるため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の動向を踏まえ、平成25年度に事業者等の選定を行います。

また、斜面緑地に新たに整備する散策路については、配水池更新工事完了後、平成28年度に整備します。

スケジュール



2 今後調整すべき課題

「基本計画」の段階では、周辺への影響や周辺道路など調整すべき課題がありますので、「整備計画」の策定に向けて地域の方々と意見交換するとともに、府内関係局区や関係者と十分に調整を行い進めています。

（1）周辺への影響

有効利用にあたっては人が多く集まることなどから、騒音、照明等の光、自動車での来場等、周辺への影響が考えられますので、地域の方々と意見交換を行うなど、周辺環境に十分配慮して進めています。

（2）周辺道路等

生田浄水場用地の周辺道路については、これまで車道の幅員が狭く、車のすれ違いなどの課題が指摘されているほか都市計画道路中野島生田線が計画されており、道路の形状等については、施設整備後の来場手段やアクセス等についても想定しながら交通への影響などを慎重に検討する必要があることから、道路管理者、交通管理者等と協議・調整を進めています。

生田浄水場用地の有効利用に関する基本計画

【問い合わせ先】

川崎市上下水道局経営管理部経営企画課

TEL 044-200-3182

FAX 044-200-3982

E-mail 80keiki@city.kawasaki.jp